

改正 令和2年8月18日 原規総発第2008183号 原子力規制委員会決定

令和2年8月18日

原子力規制委員会

原子力規制委員会特定秘密保護規程の一部改正について

原子力規制委員会特定秘密保護規程（原規総発第1412081号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和2年8月18日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保全責任者等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等(令第4条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。)の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講ずるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定秘密の表示の方法)</p> <p>第9条 特定秘密表示(令第16条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。)は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(通知の方法)</p> <p>第10条 法第3条第2項第2号に規定する通知(令第16条第1号に掲げる措置を含む。この章において以下同じ。)は、原子力規制委員会が、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記第3号様式の書面により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定の有効期間の延長)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(保全責任者等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等(令第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。)の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講ずるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定秘密の表示の方法)</p> <p>第9条 特定秘密表示(令第17条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。)は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(通知の方法)</p> <p>第10条 法第3条第2項第2号に規定する通知(令第17条第1号に掲げる措置を含む。この章において以下同じ。)は、原子力規制委員会が、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記第3号様式の書面により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定の有功期間の延長)</p> <p>第12条 (略)</p>

(緊急事態に際しての廃棄)

第 39 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、令第 11 条第 1 項第 10 号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、原子力規制委員会に報告するものとする。

4 (略)

(他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め)

第 45 条 特定秘密管理者は、法第 6 条第 2 項の規定に基づき行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の取扱いの業務を管理する者と令第 16 条各号に掲げる事項の詳細について取決めを行うものとする。

別記第 1 号様式 (第 7 条関係)

(文書番号)

____年 月 日

原子力規制委員会

特定秘密指定書

(略)

別記第 3 号様式 (第 10 条関係)

(文書番号)

____年 月 日

(緊急事態に際しての廃棄)

第 39 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、令第 12 条第 1 項第 10 号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、原子力規制委員会に報告するものとする。

4 (略)

(他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め)

第 45 条 特定秘密管理者は、法第 6 条第 2 項の規定に基づき行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の取扱いの業務を管理する者と令第 17 条各号に掲げる事項の詳細について取決めを行うものとする。

別記第 1 号様式 (第 7 条関係)

(文 書 番 号)

平成 ____年 月 日

原子力規制委員会

特定秘密指定書

(略)

別記第 3 号様式 (第 10 条関係)

(文 書 番 号)

平成 ____年 月 日

<p>(宛 先)</p> <p>特定秘密の指定について</p> <p>(略)</p>	<p>(宛 先)</p> <p>特定秘密の指定について</p> <p>(略)</p>
<p>別記第4号様式 (第11条関係)</p>	<p>別記第4号様式 (第11条関係)</p>
<p>(宛 先)</p> <p>特定秘密の指定について</p> <p>(略)</p>	<p>(宛 先)</p> <p>特定秘密の指定について</p> <p>(略)</p>
<p>別記第5号様式 (第12条関係)</p>	<p>別記第5号様式 (第12条関係)</p>
<p>特定秘密指定延長書</p> <p>(略)</p>	<p>特定秘密指定延長書</p> <p>(略)</p>
<p>別記第6号様式 (第13条関係)</p>	<p>別記第6号様式 (第13条関係)</p>
<p>(宛 先)</p>	<p>(宛 先)</p>
<p>原子力規制委員会</p>	<p>原子力規制委員会</p>

<p>特定秘密の指定の有効期間延長について (略)</p> <p>別記第7号様式(第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) ____年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p style="text-align: right;">(特定秘密管理者)</p> <p>特定秘密の指定の有効期間延長について (略)</p>	<p>特定秘密の指定の有効期間延長について (略)</p> <p>別記第7号様式(第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) ____平成 年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p style="text-align: right;">(特定秘密管理者)</p> <p>特定秘密の指定の有効期間延長について (略)</p>
<p>別記第9号様式(第15条関係)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) ____年 月 日 原子力規制委員会</p> <p style="text-align: center;">特定秘密指定解除書 (略)</p>	<p>別記第9号様式(第15条関係)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) ____平成 年 月 日 原子力規制委員会</p> <p style="text-align: center;">特定秘密指定解除書 (略)</p>
<p>別記第10号様式(第17条関係)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) ____年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p style="text-align: right;">原子力規制委員会</p> <p>特定秘密の指定の有効期間満了について (略)</p>	<p>別記第10号様式(第17条関係)</p> <p style="text-align: right;">(文書番号) ____平成 年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p style="text-align: right;">原子力規制委員会</p> <p>特定秘密の指定の有効期間満了について (略)</p>

別記第 11 号様式 (第 17 条関係)

(文書番号)

____年 月 日

(宛 先)

(特定秘密管理者)

特定秘密の指定の有効期間満了について
(略)

別記第 12 号様式 (第 18 条関係)

(文書番号)

____年 月 日

(宛 先)

原子力規制委員会

特定秘密の指定の解除について
(略)

別記第 13 号様式 (第 18 条関係)

(文書番号)

____年 月 日

(宛 先)

(特定秘密管理者)

特定秘密の指定の解除について
(略)

別記第 11 号様式 (第 17 条関係)

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

(宛 先)

(特定秘密管理者)

特定秘密の指定の有効期間満了について
(略)

別記第 12 号様式 (第 18 条関係)

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

(宛 先)

原子力規制委員会

特定秘密の指定の解除について
(略)

別記第 13 号様式 (第 18 条関係)

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

(宛 先)

(特定秘密管理者)

特定秘密の指定の解除について
(略)

別記第 16 号様式（第 44 条関係）

（文書番号）

年 月 日

（提供先行政機関の長）殿

原子力規制委員会

特定秘密の保護に関する法律第 6 条の規定に基づく特定秘密の提供について
（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「法」という。）
第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置
を実施されたく協議する。なお、提供される特定秘密の内容等により特段の措
置の実施が必要である場合には別途協議する。

記

1 原子力規制委員会が法第 6 条第 1 項の規定により（提供先行政機関）に提供
する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政
令第 336 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める
規程に従い、同項各号及び第 16 条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

2 （略）

別記第 16 号様式（第 44 条関係）

（文書番号）

別記第 16 号様式（第 44 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

平成 年 月 日

（提供先行政機関の長）殿

原子力規制委員会

特定秘密の保護に関する法律第 6 条の規定に基づく特定秘密の提供について
（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「法」という。）
第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置
を実施されたく協議する。なお、提供される特定秘密の内容等により特段の措
置の実施が必要である場合には別途協議する。

記

1 原子力規制委員会が法第 6 条第 1 項の規定により（提供先行政機関）に提供
する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政
令第 336 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める
規程に従い、同項各号及び第 17 条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

2 （略）

別記第 16 号様式（第 44 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

____年 月 日

原子力規制委員会 殿

(提供先行政機関の長)

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について
(回答)

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について
(協議) (〇年〇月〇日〇〇号) に記されたとおり、特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

別記第17号様式 (第50条関係)

候補者名簿 (行政機関の職員)

特定秘密管理者: 作成日: ____年 月 日
(略)

別記第18号様式 (第50条関係)
____年 月 日

(特定秘密管理者)

殿

(適性評価実施責任者)

適性評価に関する通知書 (行政機関の長の承認)
(略)

平成 ____年 月 日

原子力規制委員会 殿

(提供先行政機関の長)

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について
(回答)

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について
(協議) (平成〇年〇月〇日〇〇号) に記されたとおり、特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

別記第17号様式 (第50条関係)

候補者名簿 (行政機関の職員)

特定秘密管理者: 作成日: 平成 ____年 月 日
(略)

別記第18号様式 (第50条関係)
平成 ____年 月 日

(特定秘密管理者)

殿

(適性評価実施責任者)

適性評価に関する通知書 (行政機関の長の承認)
(略)

別記第 19 号様式（第 51 条関係）

____年 月 日

（特定秘密管理者）

殿

（適性評価実施責任者）

適性評価の結果等に関する通知書

（略）

別記第 19 号様式（第 51 条関係）

平成 ____年 月 日

（特定秘密管理者）

殿

（適性評価実施責任者）

適性評価の結果等に関する通知書

（略）